

## ○浅麓環境施設組合手数料条例施行規則

平成18年2月27日

規則第2号

改正 平成18年8月28日規則第4号

平成20年6月1日規則第1号

令和元年5月15日規則第2号

(趣旨)

第1条 浅麓環境施設組合手数料条例(昭和63年浅麓環境施設組合条例第6号。以下「条例」という。)第3条の規定により、浅麓汚泥再生処理センター(以下「センター」という。)の手数料徴収方法等に関し、条例第2条第2号及び第3号について必要な事項を定める。

(手数料等の減免)

第2条 手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書(様式第1号)を浅麓環境施設組合長(以下「組合長」という。)に提出しなければならない。ただし、天災その他組合長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(手数料等の納期及び徴収方法)

第3条 手数料等の納期及び徴収方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月の末日までに搬入した処理量に対する手数料は、翌月末日(12月にあつては、25日)を納入期限(以下「納期日」という。)として徴収する。ただし、組合長が別に定める基準に該当する場合は、この限りではない。
- (2) 前号に規定する納期日が土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に該当するときは、前号の規定にかかわらず、当該日の翌日を当該納期日とする。
- (3) 組合長よりセンターへ直接搬入の承認を受けた事業者の手数料は、搬入の際に徴収する。
- (4) 組合長は、特別な事情がある場合において、前3号の納期により難いと認めるときには、別に納期を定めることができる。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成18年8月28日規則第4号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年6月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年5月15日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号

処 理 手 数 料 減 免 申 請 書

浅麓環境施設組合長 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

浅麓環境施設組合手数料条例施行規則第2条の規定により、下記のとおり減免を受けたいので申請します。

申請理由

---

---

---

---

---

---

---

---

以上の理由により、し尿・生ごみ処理手数料 \_\_\_\_\_ 円を減免いただきたく、罹災証明等を添付して申請いたします。

	所 長	次 長	係 長	担 当	係
組合決裁欄					

構成市町へ報告	報告処理年月日	年 月 日
---------	---------	-------

\*理事者決裁は起案による。